

公益社団法人自動車技術会 国外出張中における災害補償規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）の代議員、役員、日本から選任された国際自動車技術会連盟の役員（以下、「役員等」という。）並びに職員の国外出張中における災害補償に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 公益社団法人自動車技術会役員等旅費規則又は公益社団法人自動車技術会国外出張規則に基づく国外出張中の役員等又は職員を対象とする。

2 役員等のうち常勤役員以外の役員は、本人の希望により付保する。

3 職員は、公益社団法人自動車技術会就業規則又は公益社団法人自動車技術会特別職就業規則の適用を受ける者を対象とする。

(補償)

第3条 この規則は、保険会社と本会の間で役員等及び職員を被保険者とした損害保険契約を締結することにより、災害補償を行うものである。

2 災害補償は、保険約款に基づき支給される範囲に限るものとし、本会は当該範囲を超えた補償は行わない。ただし、本会が認めた場合は、この限りでない。

3 保険会社が、補償対象となる災害が保険約款の免責条項に該当すると判断した場合は、災害補償の一部又は全部が支給されない場合がある。この場合、被保険者に対する災害補償の一部又は全部を支給しない。ただし、免責条項が事変等、被保険者の責によるものではないと本会が判断した場合は、保険金相当額を本会が負担し、被保険者に支払う。

(支払先)

第4条 災害補償の支払先は、被保険者とする。

2 前項の被保険者が死亡した場合は、被保険者の法定相続人を支払先とする。

(災害の範囲)

第5条 災害の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ケガ又は病気による死亡
- (2) ケガ又は病気
- (3) 被保険者が負った法律上の賠償責任
- (4) 被保険者の携行品

第2章 保険

(保険の種類)

第6条 保険契約は、次の各号に定める補償内容を全て包含したものとする。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 傷害死亡 | 事故によるケガ発生から一定期間内に死亡した際の補償 |
| (2) 傷害後遺障害 | 事故によるケガ発生から一定期間内に後遺障害が生じた場合の保証 |
| (3) 疾病死亡 | 病気により死亡した場合の補償 |
| (4) 傷害治療費用 | 事故によるケガの治療を受けたときの補償 |
| (5) 疾病治療費 | 病気の治療を行ったときの補償 |
| (6) 救済者費用 | 保険契約者、被保険者、被保険者の親族が支出した費用の補償 |
| (7) 個人賠償責任 | 法律上の賠償責任を負ったときの補償 |

(8) 携行品損害 携行品の損害が発生したときの補償
(保険金額)

第7条 保険金額は、処理基準に定めるところによる。

(保険契約者及び被保険者)

第8条 保険契約者は、本会とする。

2 被保険者は、国外出張を行う役員等及び職員とする。

(保険契約期間)

第9条 保険契約期間は、出発日から帰着日までとする。

(保険契約)

第10条 保険契約の手続きは、国外出張の出発日の3日前までに行うものとし、処理基準に定めるところによる。

(保険会社)

第11条 契約する保険会社は、本会が指定する保険会社とする。

2 本会は、複数の保険会社を比較・検討し、保険料の他、現地でのサポート体制も含めて決定する。

第3章 保険金

(保険金の支払い)

第12条 保険金の支払いに該当する事由が発生し、保険会社から本会に対し保険金が支払われた場合、本会は受領した保険金全額を速やかに被保険者へ弔慰金又は見舞金として支払わなければならない。

2 保険金の支払対象となる費用を、本会支給のクレジットカード又は本会が現金により既に支払っている場合は、前項の定めにかかわらず、保険金から本会が既に支払っている金額を差し引いた金額を支払う。

(治療費等の支払い)

第13条 被保険者が第5条に掲げる損害を受け、治療費等の費用を支払わなければならない場合、支払いは、本会が被保険者に支給しているクレジットカードにより行う。

2 前項のクレジットカードによる支払いが困難な場合は、現金による支払いを認めるが、領収証を必ず受領し、帰国後に本会へ提出しなければならない。

(証明書等の提出)

第14条 被保険者が第5条に掲げる損害を受けた場合、損害内容により、事故証明書及び損害額証明書等、保険金を請求するのに必要な証明書等を提出しなければならない。

第4章 弔慰金及び見舞金

(弔慰金)

第15条 次の各号に掲げる保険金については、弔慰金として被保険者に対して支払う。

(1) 傷害死亡

(2) 疾病死亡

(弔慰金の併給禁止)

第16条 役員等が前条の支払いを受けた場合は、公益社団法人自動車技術会役員等慶弔見舞金・記念品規則第3条第2号の弔慰金は支給しない。

2 職員が前条の弔慰金の支払いを受けた場合は、公益社団法人自動車技術会職員慶弔見舞金規則第3条第6号の弔慰金は支給しない。

(見舞金)

第 17 条 次の各号に掲げる保険金については、見舞金として被保険者に対して支払う。

- (1) 傷害後遺障害
 - (2) 傷害治療費用
 - (3) 疾病治療費
 - (4) 個人賠償責任
 - (5) 携行品損害
- (見舞金の併給禁止)

第 18 条 職員が前項の見舞金の支払いを受けた場合は、公益社団法人自動車技術会職員慶弔見舞金規則第 3 条第 5 号の療養見舞金は支給しない。

(救援者費用)

第 19 条 第 5 条第 6 号の救援者費用については、被保険者に対して支払う。

2 公益社団法人自動車技術会役員等旅費規則第 31 条に定める親族の旅費による支払額が、前項の救援費用のうち、当該部分の金額よりも高い場合は、その差額を別途本会から支払う。

3 公益社団法人自動車技術会国外出張規則第 18 条に定める親族の旅費の支払額が、第 1 項の救援費用のうち、当該部分の金額よりも高い場合は、その差額を別途本会から支払う。

(税金)

第 20 条 第 14 条、第 15 条及び第 18 条の支払いにあたり、税制上、本会が源泉徴収義務者となる場合は、支払額から税額分を差し引いて支払う。

第 5 章 補則

(処理基準)

第 21 条 この規則の運用に必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第 22 条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

1 この規則は、2011 年 4 月 26 日から施行する。(第 1 回理事会議決 2011 年 4 月 26 日)